平成２５年（フ）第２０号
大分県由布市湯布院町川北1286番地１
債務者　柴山　理恵（旧姓赤嶺）
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５号
大分市大字荏隈674番地の２
債務者　金山　　明
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４号
大分県別府市石垣西３丁目６番33―210号　末松ビル
債務者　井上麻優子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
宮崎市波島１丁目１―８崎原第一マンション113号室、住民票上の住所宮崎県都城市高城町石山1135番地２
債務者　吉山　映希
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５３号
宮崎市大塚町宮田3005番地10　ビーブル大塚102号
債務者　小城　秀夫
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８号
宮崎県串間市大字西方6805番地13
債務者　岩本　俊秀
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第９号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙4908番地１　中郷団地Ａ―２号
債務者　日高　　貫
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
宮崎県延岡市日の出町１丁目12番地13　山田アパート202
債務者　岩本　昭彦
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２９号
宮崎県延岡市山月町３丁目4795番地34
債務者　佐藤　秀一
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３３号
鹿児島県鹿児島市大明丘１丁目18番16号
債務者　新屋　砂織
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４７号
鹿児島県鹿児島市坂之上５丁目８番35号　吉窪アパートＢ―３号
債務者　緒方　経晶
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６２号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目24番地１　市住3621号
債務者　山路　健一
１　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１６号
長野県上田市常磐城１丁目４番13号　ラフィネ西脇Ｓ102号
債務者　柳原　朋子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第８４号
長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪4609番地１
債務者　漆戸　勇二
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第８５号
長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪4609番地１
債務者　漆戸　弓子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第８６号
長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪4609番地１
債務者　漆戸　貴也
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第７号
長野県駒ケ根市赤穂11226番地２　清水団地５号
債務者　伊藤　榮子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
長野地方裁判所伊那支部